

◎令和 7 年度技能検定（随時 2 級、随時 3 級及び基礎級）実施公示

職業能力開発促進法施行規則（昭和 44 年労働省令第 24 号）第 66 条第 3 項の規定に基づき、技能検定の実施について次のとおり公示する。

令和 7 年 3 月 3 日

茨城県知事 大 井 川 和 彦

1 実施する検定職種（作業）及び等級の区分

等級	検定職種（作業）
随時 2 級 随時 3 級 基礎級	さく井（パーカッション式さく井工事作業）、鋳造（鋳鉄鋳物鋳造作業、非鉄金属鋳物鋳造作業）、鍛造（プレス型鍛造作業）、機械加工（普通旋盤作業、数値制御旋盤作業、フライス盤作業、マシニングセンタ作業）、金属プレス加工（金属プレス作業）、鉄工（構造物鉄工作業）、建築板金（内外装板金作業、ダクト板金作業）、工場板金（機械板金作業）、めっき（電気めっき作業、溶融亜鉛めっき作業）、アルミニウム陽極酸化処理（陽極酸化処理作業）、仕上げ（治工具仕上げ作業、金型仕上げ作業、機械組立仕上げ作業）、機械検査（機械検査作業）、ダイカスト（コールドチャンバダイカスト作業）、電子機器組立て（電子機器組立て作業）、電気機器組立て（回転電機組立て作業、変圧器組立て作業、配電盤・制御盤組立て作業、開閉制御器具組立て作業、回転電機巻線製作作業）、プリント配線板製造（プリント配線板設計作業、プリント配線板製造作業）、冷凍空気調和機器施工（冷凍空気調和機器施工作業）、婦人子供服製造（婦人子供既製服縫製作業）、紳士服製造（紳士既製服製造作業）、寝具製作（寝具製作作業）、帆布製品製造（帆布製品製造作業）、家具製作（家具手加工作業）、建具製作（木製建具手加工作業）、紙器・段ボール箱製造（段ボール箱製造作業）、印刷（オフセット印刷作業）、製本（製本作業）、プラスチック成形（圧縮成形作業、射出成形作業、ブロー成形作業）、強化プラスチック成形（手積み積層成形作業）、石材施工（石材加工作業、石張り作業）、パン製造（パン製造作業）、ハム・ソーセージ・ベーコン製造（ハム・ソーセージ・ベーコン製造作業）、水産練り製品製造（かまぼこ製品製造作業）、建築大工（大工工事作業）、かわらぶき（かわらぶき作業）、とび（とび作業）、左官（左官作業）、築炉（築炉作業）、タイル張り（タイル張り作業）、配管（建築配管作業）、型枠施工（型枠工事作業）、鉄筋施工（鉄筋組立て作業）、コンクリート圧送施工（コンクリート圧送工事作業）、防水施工（シーリング防水工事作業）、内装仕上げ施工（プラスチック系床仕上げ工事作業、鋼製下地工事作業、ボード仕上げ工事作業、カーテン工事作業）、熱絶縁施工（保温保冷工事作業）、表装（壁装作業）、塗装（建築塗装作業、金属塗装作業、鋼橋塗装作業、噴霧塗装作業）、工業包装（工業包装作業）
随時 3 級 基礎級	鍛造（ハンマ型鍛造作業）、ダイカスト（ホットチャンバダイカスト作業）、染色（糸浸染作業、織物・ニット浸染作業）、ニット製品製造（丸編みニット製造作業、靴下製造作業）、布はく縫製（ワイシャツ製造作業）、紙器・段ボール箱製造（印刷箱打抜き作業、印刷箱製箱作業、貼箱製造作業）、プラスチック成形（インフレーション成形作業）、配管（プラント配管作業）、内装仕上げ施工（カーペット系床仕上げ工事作業）、サッシ施工（ビル用サッシ施工作業）、ウェルポイント施工（ウェルポイント工事作業）

2 試験の実施方法

実技試験及び学科試験

3 受検手数料、実施期日及び実施場所等

(1) 実技試験

ア 受検手数料 18,200 円

イ 実施期日

実技試験は、令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までの間において、別途茨城県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

実技試験の実施場所は、別途茨城県職業能力開発協会から通知する。

エ 問題の公表

実技試験問題は、あらかじめ受検申請者に公表する。ただし、一部の検定職種については、問題の全部又は一部を公表しない。

(2) 学科試験

ア 受検手数料 3,100 円

イ 実施期日

学科試験は、令和7年4月1日（火）から令和8年3月31日（火）までの間において、別途茨城県職業能力開発協会が指定する日に行う。

ウ 実施場所

学科試験の実施場所は、別途茨城県職業能力開発協会から通知する。

4 受検申請の手続

(1) 提出書類

技能検定受検申請書

(2) 提出先

茨城県職業能力開発協会

住所 〒310-0005 水戸市水府町 864-4（茨城県職業人材育成センター内）

電話 029-221-8647

(3) 受付期間

原則として、技能検定試験の実施日の30日前までとする。

(4) 受検申請に関する注意

ア 技能検定受検申請書（以下「申請書」という。）の用紙は、茨城県職業能力開発協会では配布する。

なお、申請書の用紙の郵送を希望する場合は、茨城県職業能力開発協会（電話）029-221-8647まで問い合わせること。

イ 申請書を郵送する場合は書留郵便とし、封筒の表面に「技能検定受検申請書在中」と朱書きすること。

5 受検手数料の納付方法

実技試験の手数料の額（18,200 円）及び学科試験の手数料の額（3,100 円）を納付すること。

6 合格の発表等

(1) 実技試験又は学科試験の合格者の発表

実技試験又は学科試験のいずれかに合格した者については、茨城県職業能力開発協会から書面で通知する。

(2) 技能検定合格証書等の交付

随時2級、随時3級及び基礎級の技能検定合格者には、茨城県知事名の合格証書を交付する。このほか、厚生労働大臣から随時2級及び随時3級の合格者に対し、技能士章が交付される。

7 その他

随時２級、随時３級及び基礎級の技能検定は、外国人を対象とした「修得技能等の評価」に活用される。

不明な点は、茨城県職業能力開発協会（電話）029-221-8647 又は茨城県産業戦略部産業人材育成課（電話）029-301-3656 まで問い合わせること。